

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録ファイル	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録及び証明制度の円滑な実施に資するため。	
記録項目	1 印鑑登録番号、2 宛名番号、3 世帯番号、4 氏名、 5 現住所、6 生年月日、7 登録印鑑印影、8 印鑑登録異動日・異動事由	
記録範囲	八幡平市民のうち申請のあった者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人番号カード管理簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの交付の事務に利用する。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 個人番号、7 年齢、8 カード処理状況	
記録範囲	個人番号カードの発行の申請をした者	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍附票	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に規定する証明	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 住所、4 氏名、5 生年月日、6 性別、7 住所を定めた日、8 公職選挙法に基づく在外選挙人名簿登載市町村名	
記録範囲	八幡平市に本籍を有している者	
記録情報の収集方法	他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に規定する戸籍事務の執行のため	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 戸籍事項、4 氏名、5 生年月日、6（養）父母氏名、7 続柄、8 配偶者区分、9 身分事項	
記録範囲	八幡平市に戸籍届をした者及び本市に本籍を有している者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療収納簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	岩手県後期高齢者医療広域連合が高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」。）第 104 条により被保険者に賦課した保険料を徴収する	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 宛名番号、6 世帯番号、7 通知書番号、8 調定額、9 納付額、10 未納額、11 過誤納額、12 最終領収日、13 税目、14 口座	
記録範囲	八幡平市に住所を有する被保険者（住所地特例対象者含む）	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療被保険者台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度の資格者を管理・把握するため 後期高齢者医療の被保険者に係る療養費、高額療養費等の給付情報を把握・管理するため	
記録項目	1 被保険者番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 宛名番号、7 世帯番号、8 被保険者履歴一覧、9 負担区分履歴一覧、10 限度額適用・標準負担額／限度額適用認定一覧、11 給付状況、12 口座、13 送付先一覧、14 障害認定履歴一覧、15 特定疾病認定申請一覧	
記録範囲	八幡平市に住所を有する被保険者（住所地特例対象者含む）	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	・ 国保被保険者の資格得喪、負担区分の決定並びに被保険者証、受給者証等の交付を行う。 ・ 国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、療養給付費、療養費、高額療養費及びその他療養諸費を給付するため。 ・ 被保険者の疾病予防等を図るため、特定健康診査等の受診、特定保健指導の実施、その他保健事業を実施するため。 ・ 国及び県への補助申請等の処理に関する事務を執行するため。	
記録項目	1 保険証番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 現住所、6 行政区、7 世帯番号、8 世帯主氏名、9 宛名番号、10 国保続柄、11 転出先、12 国保資格個人履歴、13 課税区分、14 証交付履歴、15 賦課状況、16 世帯支給状況、17 レセプト明細	
記録範囲	八幡平市国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者名簿	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法に基づく各種届出、申出等を受付し日本年金機構に進達する。	
記録項目	1 基礎年金番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 世帯主氏名、7 資格記録	
記録範囲	八幡平市に住所を有する国民年金被保険者	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	子ども医療費助成対象者台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 国保年金係	
個人情報ファイルの利用目的	適正な医療を確保するため、医療費の保険診療分の一部を助成し、その助成対象者を把握する等の医療費助成に必要な事務を行うため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 宛名番号、6 世帯番号、7 年齢、8 受給者番号、9 資格異動履歴、10 支払先、11 加入保険、12 医療費助成申請一覧	
記録範囲	八幡平市に住所を有する 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの子ども（住所地特例対象者含む）	
記録情報の収集方法	本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	岩手県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	飼犬管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課 環境衛生係	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病を予防し、市民の公衆衛生の向上を図ることができるよう、犬の所有者を把握するため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 前住所地、5 異動日・異動事由・異動届出日、6 世帯番号、7 行政区コード、8 転出情報	
記録範囲	現在または過去において、八幡平市に住所を登録している者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民課戸籍住民係	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住所に関する届出の簡素化と記録の適正化を図るため。	
記録項目	1 宛名番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日、5 性別、6 世帯主名・続柄、7 国籍・本籍、8 在留情報(外国人のみ)、9 前住所地、10 異動日・異動事由・異動届出日、11 住民票コード、12 個人番号、13 世帯番号、14 行政区コード、15 転出情報	
記録範囲	現在または過去において、八幡平市に住所を登録している者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体 情報システム機構（住民基本台帳法に基づく情報連携）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		